

1. 令和6年度（2024年度）青少年センター事業報告

(1) 青少年センター運営事業

青少年センター運営協議会を開催するとともに関係機関、他市補導センターとの連携を図り、青少年の健全育成に努めています。

ア 青少年センター運営協議会の開催

月日	曜	主な内容
6/7	金	第1回運営協議会
2/18	火	第2回運営協議会

イ 青少年センター活動記録作成、機関紙の発行

- ・ 青少年センター機関紙 【わかば】 月1回発行
- ・ 青少年センター令和5年度活動記録 【あゆみ】 作成

ウ 関係機関・他市補導センターとの連携

	主な内容
兵庫県青少年補導委員連合会 (県補連)	会長・副会長会：第1回 4/5(姫路市)
	総会・第1回理事会5/10(芦屋市)
	第57回兵庫県青少年補導委員大会・研修会(豊岡大会)：10/24
兵庫県青少年補導センター 連絡協議会	所長会(加古川市)：6/6 所長会(加西市)：9/25 所長会(神戸市)：2/14
	研修会(神戸市)：4/19 所長一日研修(神戸市)：7/26
教育支援会議	4/16 5/21 6/18 7/16 8/19 9/17 10/15 11/11 1/21 2/5 3/18
宝塚市立学校生徒指導 連絡調整会	6/18 7/26 8/23 9/27 11/15 1/24 2/13
宝塚市立学校生徒指導 連絡協議会	全体会：6/13 2/20 中高連絡会：5/16 11/12
	中学校部会：7/11 10/17 11/26 12/12 1/9 2/13
	小学校部会：9/12

(2) 青少年補導事業

青少年の健全な育成をめざし、非行に走らないよう問題行動の早期発見、早期指導を図るため、宝塚市青少年補導委員、市内小・中学校生徒指導担当教員、市内各小・中学校PTA愛護部等の協力のもとで、各種補導活動を行っています。

ア 青少年補導委員による街頭補導活動（一般補導・同行補導・特別補導・夜間補導）

月日	曜	主な内容
7/17	水	夜間特別街頭補導（右岸）
7/22	月	夜間特別街頭補導（左岸）
7/26	金	伊丹・宝塚合同補導（イオン昆陽）
7/24	水	くらんどパトロール
8/2	金	宝塚市・伊丹市・西宮合同補導（伊丹イオン）
8/9	金	中山寺星下りパトロール
8/18	日	宝塚サマーフェスタパトロール（末広公園）
8/25	日	安倉・良元ブロック各班合同補導（イオン昆陽）
12/26	水	補連協安倉・良元ブロック合同補導（イオン昆陽）

一斉補導	4/10	5/10	6/10	7/10	9/10	10/10	11/8	12/10	1/10	2/10	3/10
------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	------	------	------

同行補導(4月)	逆瀬川班：22日 光明班：24日 中山班：25日										
同行補導(5月)	仁川班：20日 長尾北班：21日 美座班：22日 光ガ丘班：23日 南ひ西班：24日										
同行補導(6月)	高司班：24日 宝塚班：24日 売布班：25日 西谷班：26日 南口班：27日										
同行補導(7月)	末成班：23日 小浜班：23日 すみれガ丘班：25日 安倉南班：25日										
同行補導(9月)	長尾南班：24日 小林班：25日 南ひ東班：26日 野上班：27日										
同行補導(10月)	中山班：21日 光明班：22日 山手台班：23日										
同行補導(11月)	仁川班：18日 美座班：19日 逆瀬川班：20日 長尾北班：25日										
同行補導(12月)	売布班：24日 南ひ西班：25日 光ガ丘班：26日 高司班：26日										
同行補導(1月)	南口班：20日 末成班：21日 宝塚班：22日 西谷班：23日										
同行補導(2月)	すみれガ丘班：25日 野上班：26日 安倉南班：27日 小浜班：28日										
同行補導(3月)	山手台班：24日 南ひ東班：26日 小林班：26日 長尾南班：27日										

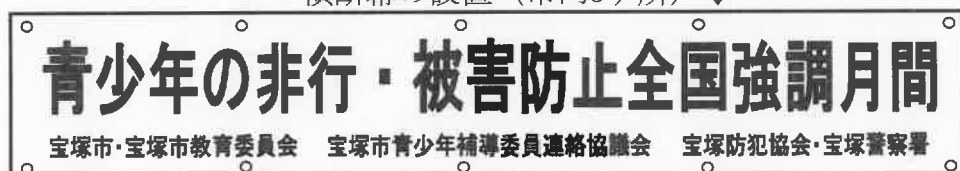
イ 宝塚市青少年補導委員連絡協議会(役員会等)

会計監査	4/3	5/28							
総会	4/15								
本部役員会	4/19 1/17	5/17 2/21	6/21 3/21	7/19	8/16	9/20	10/18	11/15	12/20
定例役員会	4/19 1/17	5/17 2/21	6/21 3/21	7/19	8/16	9/20	10/18	11/15	12/20
臨時役員会	4/10	2/5							
研修	実務・新任研修：7/2 人権研修：1/23								
1日研修	10/9	10/29							
ブロック会	宝塚ブロック：5/22 2/6 良元ブロック：5/22 2/18 長尾ブロック：5/30 2/10 南口ブロック：6/5 2/4 西谷ブロック：5/18 1/18								

ウ 青少年の非行・被害防止活動の実施 (青少年の非行・被害防止全国強調月間：7月)

懸垂幕の掲示(市内関係機関50ヶ所) →

横断幕の設置(市内3ヶ所) ↓



7月中
青少年の非行・被害防止全国強調月間
宝塚市教育委員会 宝塚市青少年補導委員連絡協議会 宝塚防犯協会 宝塚警察署

エ 「アトム110番連絡所」事業の実施

アトム110番連絡所の目的

- ・子どもたちの生命を市民の手で守る。
- ・危険を感じ、「アトム110番連絡所」に逃げ込んできた子どもたちを守る。
- ・多くの家や店にプレートを貼ることで、防犯に対する市民の意識を高める。

令和7年3月末時点： 1,691



オ 防犯パトロールの実施

- ・ 始業式パトロール：4/8 8/29 1/7 終業式パトロール：7/19 12/25 3/24
卒業式パトロール：3/14 3/21
- ・ 青パト2台による防犯パトロール（青少年センター 2台）
- ・ 通報対応

カ 市内一斉防犯活動の実施

4/16 5/21 6/18 7/16 9/17 10/15 11/19 12/17 1/21 2/18 3/18

キ 環境実態調査の実施

青少年を守り育てる県民スクラム運動の一環として、地域の青少年を取り巻く環境の実態把握等を行い、地域ぐるみの実践活動を支援するとともに、青少年愛護条例の適正な運用を図り、青少年の健全育成に資することを目的とする。

ク 白ポストによる有害図書類等の回収（月1回）

4/4 5/7・9・10 7/1・2・22 10/1・2 12/26（令和6年度末で終了）

ケ 公園等の環境保全（随時）

(3) 青少年相談事業

青少年の非行防止・健全育成活動の一環として、青少年や保護者の悩みについて相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連携による継続指導を行っています。

ア 個別ケース会議への参加：88回（昨年度比-48）

4月：3回 5月：8回 6月：11回 7月：7回 8月：0回 9月：15回
10月：10回 11月：11回 12月：7回 1月：4回 2月：6回 3月：6回

4月	3日 末成小 10日 安倉中 12日 宝塚小
5月	10日 御殿山中 15日 売布小 すみれガ丘小 五月台中 29日 小浜小（2件）宝塚中 30日 長尾台小
6月	5日 西山小 10日 御殿山中 山手台中 11日 丸橋小 12日 第一小 高司小 売布小 13日 長尾中 17日 安倉小 19日 宝塚中 27日 すみれガ丘小
7月	1日 小浜小 宝塚小 2日 宝塚中 3日 長尾南小 5日 長尾中 16日 美座小 24日 末成小
8月	
9月	2日 長尾台小 6日 すみれガ丘小 長尾南小 高司中 10日 西谷中 11日 安倉小 17日 末成小 仁川小 19日 安倉小 24日 山手台小 美座小 26日 安倉中 27日 宝 梅中 30日 小浜小 安倉中
10月	2日 西山小 7日 安倉北小 8日 高司中 18日 長尾南小 25日 売布小 28日 山手台小（2件） 30日 美座小（2件）
11月	5日 売布小 7日 宝塚小 末広小 8日 長尾小（3件） 11日 南ひ中 高司中 12日 山手台小 15日 安倉小 20日 宝塚中
12月	3日 長尾中 4日 売布小（3件） 6日 長尾中 11日 第一小 18日 中山台小
1月	8日 宝塚中 16日 御殿山中 22日 末成小 30日 長尾小
2月	7日 長尾台小（2件） 小浜小 17日 小浜小 18日 末成小 19日 美座小
3月	5日 中山台小 7日 売布小 17日 宝塚中 18日 高司中 27日 第一小 28日 売布小
ケース進行管理会議 5/27 7/29 9/30 11/25 3/24	

イ 学校支援

4/11. 23. 26. 30 5/1. 14. 15. 23 6/1. 19 7/30 9/9. 10. 11. 12. 18. 19. 20 10/17
12/9. 18 1/10. 14. 20. 22. 24 2/14. 17. 25. 26. 27 3/12. 24

ウ 各種会議

会議名	月 日
不登校児童生徒 支援連携会議	5/16 7/11 10/17 2/13
自殺対策会議	8/8
要保護児童 対策会議	12/18

エ 子どもの心を理解する講座の開催

令和6年度(2024年度)子どもの心を理解する講座

日時 令和6年(2024年) 11月5日(火) 10:00~12:00

テーマ 『こども達を「犯罪」の被害者・加害者にしないために』

講師 兵庫県警察本部

少年課環境対策係 上地 智也 様

場所:宝塚市立教育総合センター 視聴覚室



オ 各種地域懇談会・研修会への職員派遣

月日	曜	主な内容
5/31	金	くらんど青少年対策協議会総会
6/25	火	長尾小 安全対策委員会
		まいたに青少年対策協議会
		宝塚市大型児童センター運営協議会
7/24	水	くらんど青少年対策協議会
9/17	火	まいたに青少年対策協議会
11/18	月	仁川安全対策委員会
11/19	火	山手台小安全衛生委員会
11/22	金	くらんど青少年対策協議会
12/16	月	まいたに青少年対策協議会
12/17	火	くらんど青少年対策協議会
2/20	木	くらんど青少年対策協議会
3/6	木	まいたに青少年対策協議会

スクラム会議	7/3(宝梅中) 7/4(高司中・長尾中) 7/9(光ガ丘中・山手台中) 7/11(宝塚中 12/5(宝梅中) 12/11(五月台中) 12/13(長尾中) 12/16(御殿山中) 12/19(宝塚中)
--------	---

カ 公立中学校卒業生の追跡調査の実施 第1回 9月 第2回 1月

宝塚市中学校追指導連絡協議会: 6/27 11/14

宝塚市中学校追指導連絡協議会

趣 旨 近年、中学校卒業後の進路未定者や高校中退者が増加し、未就労者、未就学者いわゆる「ひきこもり」となって社会に参画していない青少年が増えつつある。そこで、そういった青少年の非行を防止したり、社会参画を図るため、中学校卒業後の実態を調査し、進路指導に繋がる効果的な施策の調査、研究を行う。

宝塚市公立中学校卒業生の追跡調査 9月・1月 実施(令和6年度末で終了)

【資料】

(4) 令和6年度不審者通報状況（学校及び青少年補導委員からの通報）

①不審者情報 昨年度比 件数:-17

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
小学生	1	1	10	15	4	7	0	0	5	14	1	10	0	0	2	6	23	53
中学生	2	2	2	5	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	8	12
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	12	20	7	10	0	0	6	16	1	10	0	0	2	6	31	65

②左岸・右岸別不審者等にかかわる通報状況 左岸:-14 右岸:-3

	露出		つきまとい		声かけ		痴漢		写真		暴力		刃物		その他		合計	
	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸	左岸	右岸
計	0	3	7	5	2	5	0	0	4	2	1	0	0	0	1	1	15	16
	3		12		7		0		6		1		0		2		31	

(5) 補導委員活動実施状況

月		火遊び	迷惑 行為	ゲーム センター	危険な 遊び	横隊 通行	信号 無視	自転車	喫煙	飲酒	ケンカ	怠学	その他	合計
4～ 6月	小学校		7	6	33		2	18					167	233
	中学校			15		61		9					2	87
	高・他				5			18					49	72
	小計	0	7	21	38	61	2	45	0	0	0	0	218	392
7～ 9月	小学校		3	27	12			21					47	110
	中学校	4		39		20		8					48	119
	高・他	3		35				9					64	111
	小計	7	3	101	12	20	0	38	0	0	0	0	159	340
10～ 12月	小学校		9	2	7	27		13			1	1	197	257
	中学校	1	7	35		17		19					44	123
	高・他			5		2		18					12	37
	小計	1	16	42	7	46	0	50	0	0	1	1	253	417
1～ 3月	小学校	1	3	0	13	5	0	4	0	0	0	0	199	225
	中学校	0	0	14	12	0	0	10	0	0	0	0	39	75
	高・他	0	1	0	6	0	0	8	1	0	0	0	18	34
	小計	1	4	14	31	5	0	22	1	0	0	0	256	334
合計	小学校	1	22	35	65	32	2	56	0	0	1	1	610	825
	中学校	5	7	103	12	98	0	46	0	0	0	0	133	404
	高・他	3	1	40	11	2	0	53	1	0	0	0	143	254
	小計	9	30	178	88	132	2	155	1	0	1	1	886	1483

(6) 令和6年度 有害図書回収状況

	図書・雑誌類			ビデオ		CD・DVD		その他	合計	前年度 合計	増減
	有害図書	一般マンガ	週刊誌類	有害	一般	有害	一般				
仁川駅前	23	1	10	23	0	87	21	0	165	555	-390
小林駅	17	0	0	0	3	50	0	0	70	82	-12
逆瀬川駅前	14	18	13	12	0	107	0	0	164	687	-523
南口駅前	6	0	11	14	0	30	0	0	61	390	-329
宝塚駅前	80	16	17	3	0	150	0	0	266	501	-235
清荒神駅	5	0	5	4	42	6	0	0	62	925	-863
中山観音駅	5	0	0	0	0	74	0	0	79	194	-115
山本駅	0	0	10	0	0	64	0	0	74	269	-195
雲雀丘駅	1	0	0	0	0	6	0	0	7	86	-79
中山桜台	33	0	0	1	18	470	0	0	522	477	45
小林ダイエー	22	0	6	47	0	494	6	0	575	681	-106
武田尾駅前	14	0	3	1	0	368	2	0	388	31	357
合 計	220	35	75	105	63	1,906	29	0	2,433	4,878	-2,445
前年度合計	996	281		374	0	3,162	63	2	4,878		
増 減	-776	-171		-269	63	-1,256	-34	-2	-2,445	220kg	

(7) 青少年を取り巻く有害環境の実態について

(令和 6 年度 実施分)

(宝塚市) 県 民 局・県民センター

- 1 図書類等収納自動販売機等（条例が規定する図書類、がん具類等を収納した自販機のほか、実態調査により確認された女性用下着等収納した自販機を含む。）の設置箇所数及び自動販売機台

0 箇所（うち 既届 箇所） 0 台（うち 既届 台）

- 2 図書類販売店店舗数

74 店舗

- 3 ビデオレンタル店店舗数

2 店舗（うち 専門店 店舗）

- 4 利用カード等収納自動販売機数（利用カード「いわゆるツーショットダイヤルカード」の他、てれめっちカードなどの形態のカード類を含む）

0 台

- 5 玩具類等取扱店店舗数

1 店舗
（うち 性的がん具類（併設含む） 店舗）

- 6 カラオケハウス店舗数

3 店舗

- 7 有害役務営業に該当するおそれのある営業

総営業数 0 店舗

内 訳	(店舗型・接触型)	 店舗	(無店舗型・接触型)	 店舗
	(店舗型・鑑賞型)	 店舗	(無店舗型・鑑賞型)	 店舗
	(店舗型・接待同伴型)	 店舗	(無店舗型・接待同伴型)	 店舗
	(店舗型・飲食遊興型)	 店舗		

- 8 インターネットカフェ・まんが喫茶等店舗数

総店舗数 5 店舗

内訳	インターネットカフェ	 店舗
	まんが喫茶	 店舗
	複合施設	 店舗
	公共施設	5 店舗

- 9 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等店舗数

19 店舗

(8) 令和 5 年度(令和 6 年 3 月卒)

宝塚市立中学校卒業生進路状況及び中退者・離職者数(累計)

令和 7 年 1 月調査より

卒業生総数 1755 名(特別支援学校進学者 19 名を除く)					
	進学者 1735 名			その他 20 名	
進路先	(a)全日制高校 進学者	(b)定時制・通信制 等高校進学者	(c)専修・各種学校 進学者(海外留 学 2 名含む)	(d) 就職者	(e)その他 (アルバイト・在宅等)
人 数 (1 月現在)	1537 名	145 名	53 名	1 名	19 名
退学/離職 者数 (1 月現在 累計)	33 名 9 月以降 (b ～ 17 名) (e ～ 5 名) (c ～ 2 名)	7 名 9 月以降 (e ～ 3 名)	0 名	0 名	
合 計	40 名				19 名

進学率 98.8% 中退率 2.3% 未定率 1.1%

2 令和6年度（2024年度） 事業・決算報告

（単位：千円）

事業名	事業概要	令和6年度 予算	令和6年度 決算
運営事業	青少年センター運営に係る事業（一般運営）を行う ①青少年センター運営協議会（定例2回） ②活動記録冊子「あゆみ」の作成、青少年センター機関紙「わかば」の発行等 ③県下補導センター連絡協議会理事会等との連携	1,681	1,296
相談事業	非行防止・健全育成活動の一環として、関係機関との連携による継続指導を行う ①子どもの心を理解する講座 ②市教育委員会における虐待事案対応（市家庭児童相談課他との連携） ③各種地域懇談会・研修会への職員派遣（助言者・講師等） ④市内公立中学校卒業生進路指導調査委託（宝塚市中学校追指導連絡協議会）	157	0
補導事業	青少年の健全な育成をめざし、非行に陥らないよう問題行動の早期発見・早期指導に勤める ①青少年補導委員活動（委嘱、補導、新任・実務・人権教育等の研修） ②広域補導委員研修 ③補導活動（街頭補導、特別補導） ④青少年の非行・被害防止全国強調月間（各種啓発紙配布・期間中横断幕等の設置）、関係機関連絡諸会議（青少年対策会議等） ⑤アトム110番連絡所事業 ⑥環境実態調査の実施 ⑦有害図書類の白ポストによる回収、有害広告物の除却	6,842	5,751
合計		8,680	7,047
		会計へ戻入	1,633

3 令和7年度（2025年度） 事業計画・予算案 （単位：千円）

事業名	事業概要	令和7年度 予算
運営事業	青少年センター運営に係る事業（一般運営）を行う ①青少年センター運営協議会（定例2回） ②活動記録冊子「あゆみ」の作成、青少年センター機関紙「わかば」の発行等 ③県下補導センター連絡協議会理事会等との連携	1,505
相談事業	非行防止・健全育成活動の一環として、関係機関との連携による継続指導を行う ①子どもの心を理解する講座 ②市教育委員会における虐待事案対応（市家庭児童相談課他との連携） ③各種地域懇談会・研修会への職員派遣（助言者・講師等）	79
補導事業	青少年の健全な育成をめざし、非行に陥らないよう問題行動の早期発見・早期指導に勤める ①青少年補導委員活動（委嘱、補導、新任・実務・研修） ②補導活動（街頭補導、特別補導） ③青少年の非行・被害防止全国強調月間（各種啓発紙配布）、関係機関連絡諸会議（青少年対策会議等） ④アトム110番連絡所事業 ⑤環境実態調査の実施	5,992
合計		7,576

4. 宝塚市青少年センター運営協議会規則

昭和47年9月29日
教育委員会規則第15号

(趣 旨)

第1条 この規則は、執行機関の付属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、宝塚市青少年センター運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。（平5教委規則4・一部改正）

(所掌事務)

第2条 協議会は、宝塚市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、宝塚市青少年センター（以下「青少年センター」という。）の運営に関する重要事項について調査、協議し、答申するものとする。（平5教委規則4・一部改正）

(委 員)

第3条 協議会の委員は、条例1条に規定する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員が欠けたときは、教育委員会は、その都度補欠委員を委嘱又は任命しなければならない。

（令6教委規則2・一部改正）

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けるときは、その職務を行う。

（平5教委規則4・全改、令6教委規則・一部改正）

(会 議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令6教委規則2・一部改正)

(採択事項等の処理)

第7条 会長は、諮問事項について答申案を議決したときは、速やかに答申するものとする。

- 2 会長は、諮問事項がある場合は、これを審議し、採択したときは、教育委員会に建議し、又は助言するものとする。

(令6教委規則2・一部改正)

(意見の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。 (平5教委規則4・全改)

(庶 務)

第9条 協議会の庶務は、青少年センターで行う。(平5教委規則4・追加)

(委 任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。(平5教委規則4・追加)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則の廃止)
- 2 宝塚市立青少年センター運営協議会会議規則(昭和43年教育委員会規則第4号)は、廃止する。
附 則(平成5年教委規則第4号)
この規則は、平成5年4月1日から施行する。
附 則(令和6年教委規則第2号)
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

執行機関の附属機関設置に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4

第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律又は

これに基づく法令に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務	組 織 及 び 構 成	
			委員 総数	構 成
教育委員会	宝塚市青少年センター運営協議会	青少年センターの運営についての調査、協議に関する事務	8 人	学校長 3 人 民生委員 1 人 保護司 1 人 警察署長 1 人 補導委員 1 人 行政の職員 1 人

宝塚市青少年センター運営協議会委員名簿 (R6. 5. 1～R8. 4. 30)

区分	団体または役職名	ふりがな
		氏 名
学 校 長	宝塚市立中山台小学校長	なかい しんいちろう
		中井 慎一郎
学 校 長	宝塚市立安倉中学校長	いとう あきら
		伊藤 章
学 校 長	兵庫県立宝塚高等学校長	もりもと しげみ
		森本 成己
民生児童委員	宝塚市民生委員児童委員 連合会 常任理事	あさの きみこ
		浅野 公子
保 護 司	宝塚市保護司会副会長	くらはし しげき
		倉橋 滋樹
警 察	兵庫県宝塚警察署長	なかの けいすけ
		中野 恵介
補 導 委 員	宝塚市青少年補導委員 連絡協議会 副会長	かわしま あつこ
		川島 淳子
関係行政機関	宝塚市子ども未来部 たからっ子総合相談センター所長	ゆかわ あきひと
		湯川 陽仁